平成２５年（フ）第１０５５２号
東京都世田谷区南烏山２丁目36―１―202
破産者　津原とも子
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０６０５号
東京都新宿区新宿１丁目９番２号
破産者　日南貿易株式会社
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０６０６号
東京都中野区白鷺２丁目13―１―307
破産者　小坂三千秋
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０６９９号
東京都大田区城南島２―４―７　有限会社サンコーシステム内、住民票上の住所東京都大田区東六郷２丁目14―５―406
破産者　齋藤　一郎
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０８７６号
東京都目黒区東山３―16―６　パークハイム東山206、開始決定時の住所東京都目黒区東山３―15―４―212
破産者　塚田　由希
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０８７７号
東京都荒川区東日暮里４丁目19―10　第２ＣＨビル501
破産者　元島　和恵
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０９１４号
東京都大田区大森東２丁目16―10―303
破産者　石橋　育雄
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０９６３号
東京都品川区南大井４丁目３―14
破産者　宮脇　義一
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０９８１号
東京都千代田区猿楽町１丁目５番４号
破産者　株式会社トピック
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０９８２号
千葉県市川市曽谷５丁目８―20　勝井方
破産者　飯塚　博之
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０９８８号
東京都府中市住吉町２丁目30番地の20
破産者　株式会社ＩＺＭ
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０９８９号
東京都府中市住吉町２丁目30―20　小川正吾方
破産者　小川　正隆
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１９２５号
神奈川県横浜市保土ケ谷区天王町１丁目４番地３
破産者　株式会社ｃｈａｒａｎｇａ　Ｊａｐａｎ
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１９２６号
神奈川県横浜市西区浅間町３丁目177―３―502
破産者　折茂　直人
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２００２号
東京都墨田区錦糸１丁目１番４号
破産者　有限会社バードオブパラダイス
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２００３号
東京都墨田区墨田３丁目７―12　鳥澤嘉雄
破産者　鳥澤　静一
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２００４号
東京都港区西新橋２―４―４　小里ビル52号室、商業登記簿上の本店所在地東京都港区西新橋１丁目18番14号
破産者　株式会社オーアンドオー
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２００５号
神奈川県横浜市都筑区茅ケ崎南４丁目12―８―102
破産者　岡田　正男
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２０２８号
東京都千代田区神田神保町１―２　日東第３ビル４階、商業登記簿上の本店所在地埼玉県川口市大字里936番地の１
破産者　株式会社ミック・ジェイ
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２０２９号
埼玉県川口市川口３丁目３―１―202　リプレ川口二番街
破産者　上村　眞一
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部